

2020年度 成年後見人材育成研修・名簿登録研修 開催要項

「成年後見人材育成研修」は、日本社会福祉士会からの委託研修です。4日間で修了し、生涯研修制度の2単位、認定社会福祉士制度の分野専門研修2単位（高齢分野）として認証されています。

「成年後見人名簿登録研修（受講には人材育成研修の修了が必須）」は、日本社会福祉士会の運営指針に基づき、長野県社会福祉士会が実施する研修で、成年後見人等として実務を担う、ばあとなあ名簿に登録を希望する会員が対象の研修です。

1 研修目標

- (1) 専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。
- (2) 地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。
- (3) 成年後見人等として実務を担う社会福祉士成年後見等受任候補者を養成すること。

2 日 時 ※新型コロナウイルス感染拡大等の状況に伴い、延期又は中止の判断を行う場合があります。

人材育成研修	1日目	2020年10月 3日（土）	9時30分～16時50分
	2日目	2020年10月 4日（日）	9時30分～16時50分
	3日目	2020年11月21日（土）	9時30分～16時40分
	4日目	2020年11月22日（日）	10時00分～16時10分
名簿登録研修		2020年12月19日（土）	9時30分～16時45分

※名簿登録研修は、人材育成研修修了者で名簿登録希望者のみ対象

3 会 場 松本市松南地区公民館 会議室4（〒399-0002 長野県松本市芳野4番1号）

4 カリキュラム 詳細別紙

- (1) 講義・演習等
- (2) 事前課題（課題については、その都度ご案内します。）

5 受講対象 下記のいずれかの者で、「6 受講要件」の全てを満たす者。

- (1) 社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録を目指す者
- (2) 社会福祉士として地域で相談援助を行っている者

6 受講要件

- (1) 長野県社会福祉士会及び山梨県社会福祉士会に所属する正会員
- (2) 日本社会福祉士会の基礎課程（基礎研修Ⅰ～Ⅲ）を修了している者、若しくは日本社会福祉士会の旧生涯研修制度の共通研修課程を1回以上修了している者
- (3) カリキュラムの全課程を出席できる者

7 受講対象会員・定員

- (1) 長野県社会福祉士会（主管社会福祉士会）会員 20名
- (2) 山梨県社会福祉士会（指定社会福祉士会）会員 5名

※ 受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することもあります。

8. 受講費 人材育成研修 : 50,000円（別途市販テキスト代、約14,000円が必要となります。）

名簿登録研修 : 無 料

※一旦納入された受講費は、主催者の責による場合以外は返金いたしません。

9. 申込み 別紙の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、郵便または、FAXにてお申込ください。
(電話・E-mailでの申込は受け付けておりません)

◆申込先 所属社会福祉士会事務局です。

◆申込締切 7月31日(金) 定員となり次第締め切ります。 ※郵便は消印有効、FAXは必着

10. 受講決定 受講決定は、あらかじめ決められた定員に基づき、次の方法で決定します。

- (1) 長野県社会福祉士会会員は、長野県社会福祉士会が受講決定します。
- (2) 山梨県社会福祉士会会員は、山梨県社会福祉士会が受講決定し、長野県に推薦します。
- (3) 上記によりがたい事項については、長野県と山梨県の協議で受講者を決定します。

11. 受講可否の連絡等

- (1) 受講可否は、8月14日ごろまでに郵便にてご連絡します。申込者が定員を越えた場合は、受講できない場合がありますのでご了承ください。
- (2) 会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。
- (3) 受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することがありますのでご了承ください。

12. 修了要件 研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。

- (1) 面接授業の出席が100%であること
- (2) 事前課題を提出すること
- (3) 修了評価で一定の水準を満たすこと (人材育成研修のみ)

13. 研修単位

- (1) 日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、新生涯研修制度では専門課程の2単位となり、旧生涯研修制度では「専門分野別研修2単位」となります。
- (2) 本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。

認証科目：後見制度の活用(成年) (分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群)

単位数：2単位

認証番号：20160004

注)：分野については、認定社会福祉の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用(成年)」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

14. その他

- ・災害発生や感染症等の拡大防止のため、延期又は中止等の判断を行うことがあります。その場合は、長野県社会福祉士会のホームページ等でお知らせします。
- ・研修開催日において、国や県等による新型コロナウイルス対策関連の通知や要請に基づき対応します。
例) ・発熱や風邪等の症状がある場合、研修受講はご遠慮ください。
 - ・感染拡大を防ぐため、マスクの着用や感染防止策を講じてください。
 - ・密閉を避けるための換気、密接を避けるため座席の配置等を工夫、密集を避けるため参加者の制限を行うなど、3密の対応にご理解ください。

15. 主催 公益社団法人日本社会福祉士会 生涯研修センター
主管 公益社団法人長野県社会福祉士会
指 定 一般社団法人山梨県社会福祉士会

問い合わせ先	公益社団法人 長野県社会福祉士会 事務局 (担当 関)
	〒380-0836 長野市南県町685-2 長野県食糧会館6階
	TEL: 026-266-0294 FAX: 026-266-0339 E-mail: info@nacsw.jp